



名城支部だより

2012年
11月20日発行
冬号

発行所

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 名城支部 〒462-0844 名古屋市北区清水2-4-10 川辺ビル1F東側、北入口
<http://www.takken-meijo.com/index.html> info@takken-meijo.com

ご挨拶 支部長 楠本正三

今夏は10月に入ても25度を超える暑さが続きましたがお身体の調子は如何でしたでしょうか?会員の皆様には支部事業に格別のご協力を頂き感謝申し上げます。

依然と続く円高、経済のデフレ傾向、東日本大震災の復興の遅れ等々問題が山積しています。一日も早い経済回復を願わざにはいられません。

地域事業として、北区・東区の区民まつりに協賛し、青年・女性部会にも参加して頂き、ハトマークの認知と本部無料相談のPRをし、消費者と直接ふれあい、地域に少しでも貢献出来たと実感しています。

また取引主任者資格試験の監督員業務にもご協力戴きありがとうございました。

10月11日に業協会創立45周年記念式典が行われ、名城支部会員の方々多く受賞されました。

最近の不動産の流通に変化を感じていますが、皆さんはどのようにお考えでしょうか?購買層がはっきりと分かれ、物件の選別、差別化が厳しく、売却依頼を受ける時、価格について慎重な判断が必要だと思います。

更に不動産の専門家として、絶えず情報の収集、経済の変化への対応など、自己の研鑽を心がけなければと考えます。その為、会員の皆様のお役に立てるよう、各委員会も企画に趣向をこらし、内容も新たにと、役員一同頑張っておりますので、支部事業には極力ご出席頂きますようお願い致します。

最後に、事業に関して、ご意見、ご要望等ありましたらぜひお聞かせ下さい。

会員の皆様のご健勝と業務のご繁栄を心より祈念申し上げます。



ごあんない

新年会

日時
平成25年1月15日(火)

場所
名古屋東急ホテル

県下統一研修会

日時
平成25年1月24日(木)

場所
名古屋市公会堂

名城支部が愛知県知事より
感謝状を受賞!!



これもひとえに会員の皆様と諸先輩のお陰とお礼申し上げます。

委員会だより

総務財政委員会

委員長 有限会社 佐久間土地 児玉 昭子

今年はいつまでも暑い日が続きましたがさすがに彼岸と共に秋が駆け足でやって来て今はもう初冬。

中間決算を終え、10月3日に中間監査が無事に終わりました事をご報告いたします。9月までの予算執行は順調に進んでおりますが、公益社団法人として公益事業比率が減少しないよう今後も事業を確実に進めて行く事、それと共に予算の執行管理が大切になってまいります。皆様には事業のご参加・ご協力をお願ひいたします。

今年の他支部訪問は7月10日に名南支部の訪問、9月6日東尾張支部の訪問を行いました。来年2月にも他支部の訪問を予定しておりますが、他支部での意見交換を参考にして支部事業に反映できたらと思います。9月23日、24日の役員研修会では柴田幹事による「外国人住民票について」の研修を行いました。気の早い話になりますが、来年1月15日の新年会を総務財政委員会が担当する事になり、委員全員で知恵を出し合い余興、福引等色々と考え進めています。皆様、多数のご出席をお願ひいたします。



公益事業委員会

委員長 小坂屋 田之上 浩

私共公益事業委員会の事業も、9月12～14日の支部懇談会、10月21日の区民まつり参加の地域事業、それから最大の事業でありました支部研修会も11月16日に開催することができ、平成24年度の当委員会の事業もあらかじめ終了いたしました。

これも偏に名城支部会員の皆様のご協力のお蔭でございます。ありがとうございました。

来年度も本年以上に会員の皆様に役に立つ研修会、そして今年以上に参加者に楽しんでもらえるような懇談会を企画していく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。また、会報「名城支部だより」も、この号よりカラー化となりレイアウトも一新し、より見やすくなっています。

公益事業委員会は、会員の皆様の協力とご参加があつての委員会です。これからもより一層のご協力を委員長以下委員全員、お願い申し上げます



会員支援委員会

委員長 有限会社 ビージー 渡邊 豊

公益社団法人での活動も半年が過ぎ、会員支援委員会のそれぞれの予定をこなしています。本部の意向に従い、9月中旬から10月中旬で会員の事務所訪問をさせていただいています。入会1年の新会員の方、また研修会等のお願いをすべき方、など委員会で2人組で調査をさせていただいている。

また「会員向け無料相談」はFAXで受けてから相談させていただいている。本来の会員の方へのサービスも支部として充実させていただきます。今後、「地価調査」も11月、12月に特別委員の構成でいたします。「女性部会、青年部会」のお世話を担当です。さらに6つの同好会も活動の支援を行ないます。それぞれの活動が支部の活性につながることを望みます。特に【旅行同好会】は支部事業から移行して来年の2月に企画される予定です。(場所は検討中)ご協力、ご支援をお願いいたします。



入会審査委員会

議長 有限会社 ビージー 渡邊 豊

入会審査会は支部長以下6名の委員で構成され、新会員、転入会員の方の審査を毎月第一月曜日に予定して開催しています。慎重な審査を第一として入会いただいている。こここのところ、他支部からの転入会の方が多く目標としていた名城支部会員は増加傾向です。

また、新規の入会の方のため本部で行なわれる開業セミナーなどの利用も勧めています。本部の規約改正(推薦の件)などを遵守し、公益社団として信頼のある審査会をめざしています。あくまで、厳正な書類審査、事務所訪問を通して不良業者参入阻止を第一主義とし、審査を行なってまいります。ご協力よろしくお願いします。

会員動向

新入会員の皆様



この度は、名城支部へ新規入会させていただき、誠にありがとうございます。
弊社は平成24年3月に設立した新しい会社ですが、
建売分譲住宅の企画・建設販売をメイン事業とし、ロー
コストかつハイクオリティーな木造住宅をコンセプトに、
事務所は東区東桜2丁目にございますので、比較にお寄
りの際はお気軽にお越しいただければと存じます。

㈱グローブホーム
海老澤雅一

今後ともよろしくお願い申し上げます。



㈱中部開発
吉田光利



㈱アトリウム
名古屋事務所
服部芳典

(9月14日現在)

新規入会	㈱グローブホーム	海老澤雅一(正会員)	東区東桜2-15-4 神谷BLD2階 TEL(979)2900 FAX(979)2901
	㈱スマートコーポレーション	笠井賀一郎(正会員)	北区山田町4-88 TEL(908)9009 FAX(908)9009
	㈱アトリウム名古屋事務所	服部芳典(正会員)	東区平野町5-1 名古屋栄ビルB11階 TEL(955)0696 FAX登録なし
	㈱中部開発	吉田光利(正会員)	北区中切町4-34-3 TEL(981)2300 FAX(981)2304
中支部より	トランコム㈱	清水正久(正会員) 木村秀郎(準会員)	東区葵1-19-30 TEL(939)2011 FAX(939)2015
	豊田支部より	創健ライフ㈱	藤本史郎(正会員) 加藤 達(準会員) 戸脇義典(従業会員)
名西支部より	㈱住井工務店	住井祐介(正会員)	東区泉3-11-27 TEL(934)3230 FAX(934)3246
東名支部より	日榮商事㈱	栗山正美(正会員) 菊池明美(準会員)	東区大松町6-9 TEL(935)7500 FAX(935)5800
	FIVE LINKS	村上達也(正会員)	東区徳川町1904 シティスクエア203号室 TEL(936)5010 FAX(936)5050
東尾張支部より	㈱ベーターチヨイス	林省吾(正会員)	北区大杉町1-8-1 シティ大杉2C TEL(935)3004 FAX(935)3005
名西支部より	セキスイハイム中部㈱	八木健次(正会員) 高橋聰治(準会員)	東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センターB8階 TEL(955)8160 FAX(955)8932
	セキスイハイム中部㈱ 名古屋支社	別府信信(正会員) 中永純一郎(準会員)	東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センターB13階 TEL(955)8163 FAX(952)7682
	セキスイファミエス中部㈱	八木健次(正会員) 和田克彦(準会員)	東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センターB8階 TEL(955)5816 FAX(952)7816
	㈱LIXILリアルティ E&R名古屋店	今井清高(正会員)	東区東桜2-2-1 高岳ビルB14階 TEL(856)8855 FAX(856)8835
	㈱鶴和ハウジング	堀江香子(正会員)	東区東桜2-2-1 高岳ビルB14階 TEL(856)8866 FAX(856)8801

代表者変更	三益電機ライフサービス㈱ 名古屋支店	藤田晃
	河野製紙㈱	河野茂一郎
	貝沼建設㈱北支店	中塙功一
	矢作葵ビル㈱	中塙功一
準会員変更	㈱ウメニー	大久保左樹
	㈱プロダストホーム	水野章仁
	貝沼建設㈱北支店	中野昌代
所在地変更	㈱志賀住宅	北区金城2-6-12 B4→B6
	㈱五大産業	永和ビル301→303削除
	矢作葵ビル㈱	東区葵3-19-7
	㈱スマートコーポレーション	北区金城町2-29 B5→B6
	プラスアセット不動産㈱	東区葵2-22-47トカラス葵1階
	美作葵ビル㈱	東区葵3-19-7
	IKKO㈱	東区葵1-25-12

TEL・FAX 変更	(同) 守屋	FAX(938)4778
	㈱スマートコーポレーション	TEL(938)3946 FAX(938)3948
	プラスアセット不動産㈱	TEL(982)7358 FAX(982)7058
	IKKO㈱	TEL(938)4148 FAX(938)4158
廃業	㈲東洋ホーム	
	㈱ナレッジトラスト ＆パートナーズ	
	㈱水谷不動産事務所	
転出	㈱三友不動産	
	㈱アイセイプラン	
	㈲中京ビル管理	名南東支部
	ミサワホーム東海㈱鳴海展示場	名南支部
	シンクトラスト㈱	中支部

宅建主任者試験監督実施報告

総括 吉澤茂雅

本年度も10月の第三日曜日（10月21日）に 宅地建物取引主任者試験が実施されました。当支部からは、29名の役員・会員が愛知工業大学名電高等学校の試験会場の監督員としての業務を担当させて頂きました。ご協力頂きました役員・会員の皆様には、感謝申し上げます。

当日は、一年に一度の試験と言う事で受験生同様、監督員も緊張感を持って任務に当たり無事、試験を終える事ができました。

来年度も公益事業の一事業として、監督業務を行う事となります。監督員募集につきましては、本年同様ご協力を宜しくお願い申し上げます。



区民まつり

平成24年10月21日（日）

きたきたフェスタ ハ王子中学グラウンド内

北区民祭り「きたきたフェスタ」が、北区役所と市立八王子中学校のグラウンドにて開催されました。当日は天候にも恵まれ、爽やかな秋晴れのもと大勢の皆様が名城支部のブースにも足を運んでいただきました。ハートのマークのPRやゲーム、お子様用に用意していたおもちゃ等の粗品510個もあつという間に無くなり、大盛況のうちに終了となりました。



また、当日お手伝い下さった会員の皆様やわざわざブースにお越しいただいた会員の皆様、御苦労様！&有難うございました！感謝感謝です！！！

担当者代表 藤田 志保

なごやかまつりひがし 建中寺公園

アンケートに答えてお米を進呈するコーナーは三回に分けて先着30名様を対象に行いましたが、30分前から列が出来るほどで、お米の入った手提げ袋を大事そうに持て帰られる姿が印象的でした。

又、ダーツゲームに参加された全員のお子様は、色々な景品の中から好きな物を選ぶ事が出来、満面の笑顔で楽しまれて居られました。

担当者代表 曽我部 茂



「月刊不動産流通」2012年2月号より転載

vol.349

国土交通省 土地・建設産業局不動産業課

関連法規

専属専任媒介契約・専任媒介契約に係る規制について 教えてください



宅地建物取引業法（以下「法」という）第34条の2では、媒介契約の規定が設けられています。この中で定められている専任媒介契約とは、依頼者が依頼をした宅地建物取引業者（以下「業者」という）以外の業者に重ねて媒介または依頼することを禁止する媒介契約であり（同条第3項）、専属専任媒介契約とはこれに加えて依頼者の自己発見取引も禁止される媒介契約です（法施行規則第15条の7第2号）。こうした媒介契約では、依頼を受けた業者は独占的に媒介業務を行うことができ、依頼者にとっては、他に有利な相手を持つ業者を見出してもその業者に依頼することができません。このため、依頼者保護の観点から業者に対して、以下のような規制が加えられます。

① 有効期間に関する規制

専属専任媒介契約・専任媒介契約の有効期間は3ヵ月を超えることができません。この期間を超えた期間の特約をしたときや期間を定めなかった場合にも、有効期間は3ヵ月となります。また、有効期間は依頼者の申出により更新できますが、いわゆる「自動更新」の特約については無効となります。有効期間の更新は何度でもすることができますが、1回の更新に係る期間は3ヵ月を超えることができません。

② 指定流通機構への物件登録

専属専任媒介契約を締結した業者は、目

的物件を国土交通大臣が指定する指定流通機構（以下「レインズ」という）に当該契約締結日から5日以内に登録しなければなりません。専任媒介契約を締結した業者は、7日以内にレインズに登録する必要があります。なお、これらの期間には、媒介契約締結の当日および業者の休業日は含まれません。

これは、大量の物件情報を有するレインズを介することで、契約の相手方の探索が容易かつ迅速となるとともに、依頼者の希望する条件下での成約機会が著しく増大することにより、依頼者の利益の保護・増進を図るためです。

③ 業務処理状況の報告義務

媒介は成約に向けて努力する行為ですが、依頼者にとっては、業者が積極的に成約に向けて努力しているかどうか十分に把握できない場合が多いため、専属専任媒介契約を締結した業者は1週間に1回以上、専任媒介契約を締結した業者は2週間に1回以上、業務の処理状況を依頼者に報告しなければなりません。これに違反する特約は無効となります。

この報告方法については特に規定はありませんが、標準専属専任媒介契約約款および標準専任媒介契約約款においては、明確に処理状況を報告するために文書により報告を行うこととされています。

（文責 山本一馬）